

第 9 回滋賀県地方協議会(令和元年 10 月 30 日)の議事(概要版)

○第 8 回協議会(平成 31 年 3 月 6 日開催)の発言要旨について
(資料配付のみ)

○輸送品目別地方懇談会の設置について(加工食品、建設資材、紙・パルプ)
(事業者からの意見)

- ・懇談会設置の報告は、事後でなく、もう少し前広に情報展開していただきたいかった。

○県内企業におけるホワイト物流推進運動の取組状況について
(荷主・事業者以外からの意見)

・ホワイト物流は、荷主、物流事業者、国民がキーワードになっているので、当該協議会に消費者団体又は消費者代表を迎えるべきでは。

(事業者からの意見)

・日本の経済を支えている運送業界に運転者が不足していることを国民に周知する必要があるので、消費者団体又は消費者代表の協議会への参加は賛成である。

- ・ネット通販等での「送料無料」という表現は「メーカー負担」に変更すべきである。

(荷主からの意見)

- ・消費者団体又は消費者代表の人選には慎重を期していただきたい。
- ・前日に注文すれば、翌日に商品が届くという、いわば過剰サービスを国民は求めている。

○働き方改革に関する取り組み状況について
(事業者からの意見)

・貨物自動車運送事業法の改正により「標準的な運賃」が告示されることになり、これで運転者の給与水準を上げることができれば運転者不足は解消されるものとして期待している。

・その一方、平成 36 年度(令和 6 年度)から、時間外労働の上限規制が年間 960 時間になるが、他産業の 720 時間と比べると、ブラック産業と表明しているのと同様である。

・人手不足であるのに労働時間を短縮しなければならないので、その穴埋めをどうするのか検討していかないといけない。

○中央協議会の報告(国土交通省、厚生労働省)

○食品流通の合理化に向けた取組について

○滋賀県における物流に係る取組について

(以上、特に意見なし)